

江の島ヨットハーバー(湘南港)利用者案内

2012.04

皆さんにご利用いただくヨットハーバーです。快適かつ安全にセーリングができるよう、次のルールを守っていただくことをお願いします。



施設等の利用できる時間

【施設の利用時間】

ヨットハーバーの開閉時間

7月1日から8月31日までの全日

4月29日から5月6日まで

午前7時30分 ～ 午後7時

5月12日から6月30日までの間の土・日・祝日

上記以外の期間

午前8時

～

午後6時

※ この時間以外に施設を利用するときは、又は艇に宿泊しようとするときは、あらかじめ所定の届出をしてください。

【窓口の受付時間】

7月1日から8月31日までの全日

4月29日から5月6日まで

午前8時00分 ～ 午後6時

5月12日から6月30日までの間の土・日・祝日

上記以外の期間

午前8時30分

～

午後5時

※出港、帰港の手続等は、この窓口が開いている時間をお願いします。

【施設の休港日】

毎週火曜日（6月1日～8月31日は除く）、国民の祝日と重なる時は翌日

平成24年5月9日（水）

年末年始（12月29日～1月3日）

※ 平成24年度のGWは、4月29日（日）から5月7日（月）まで、休まず営業いたします。なお、5月8日・9日は港休いたしますので御了承ください。

施設の利用方法

1 施設利用手続き

(1) 利用承認標識（ワッペン）等の表示について

ア 利用承認後、交付された標識は、必ず艇の後側部に貼り付けておき、みだりに剥がしたり、又は損傷しないでください。

「船台用名札」は、船台の見やすい位置に取り付けてください。

イ 利用期間中に、この標識等が滅失し、又は、損傷したときは届け出てください。

ウ この標識のない艇は、未承認利用とみなします。

(2) 係留及び陸置の場所について

利用を承認された艇は、係員の指示する場所に、正しく係留又は陸置してください。係員の指示する場所以外には、係留又は陸置はできません。

(3) 出港及び帰港手続について

艇の無事故確認のうえで必要です。出艇管理システムもしくは窓口へ必ず届けてください。整備等で来港した場合でも窓口に届けでてください。

(4) クレーン利用について

クレーン利用の際は、窓口で所定の手続をとってください。

クレーンの操作中は危険ですので、係員の指示に従ってください。

(5) 艇の一時搬出及び再搬入について

利用期間中に艇を施設外に一時搬出する場合及びこの艇を再度施設に搬入する場合は、所定の手続を行い係員の確認を受けてから行ってください。

なお、休業日は極力避けていただき、やむを得ない場合は、前日までに窓口「時間外立入届」を提出してください。

(6) 競技会の開催について

レース等を開催しようとする場合は、規模の大小にかかわらず、必ず、30日前までに、「競技会等開催届」を提出してください。

セーリング中の事故防止について

- (1) 台風が接近し又は強風、波浪等の注意報が発令されているときは、「出艇禁止」の掲示をしますので、絶対に出艇しないでください。また、悪天候が間近に予測される時は、出艇を中止してください。
- (2) ヨット操作中は、必ず救命胴衣を着装してください。また、定員は必ず守ってください。
- (3) ヨット操船中は、ルールを守り、他船と接触等のないよう十分注意し、無理な帆走はしないこと。また、警報標識（赤色の吹き流し）に注意し、標識が掲げられたときは、速やかに帰港してください。
- (4) 定置網等漁業施設、釣り客及び夏期の海水浴場には近づかないこと。特に本船岸壁灯台付近では、100メートル以内に接近しないでください。

ヨットハーバー内の秩序の維持

- 1 通路や斜路は、大勢の人が利用する場所です。船台や艇は絶対に放置しないでください。艀装は、斜路等他の人に迷惑のかかる場所で行わないでください。
- 2 船艇等の修理資材、修理用具、その他の物品を放置しないでください。
- 3 艇用の燃料等の管理には、十分注意してください。（ロッカー内には絶対に保管しないでください。）
- 4 港湾施設又は船艇等を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をしないでください。また、損傷を与えたときは、速やかに届け出てください。
- 5 投錨にあたっては、他の錨鎖と交差しないようにしてください。
- 6 天候不順のおそれのあるときは、いつでも避難できるように準備してください。
- 7 何時でもきれいなハーバーと海で帆走するために、有害物、爆発物、その他危険物、ごみ、汚物その他衛生上有害と認められるものを持ち込んだり放置したり投げ捨てないでください。
- 8 ヨットハーバー内に搬出入等で車両を進入させる場合は、必ず届出をしてください。また、作業等は迅速に行い、速やかに退出してください。長時間の駐車はできません。
- 9 ヨットハーバー内では、釣り、遊泳は禁止されていますので絶対に行わないでください。また、自転車、キックボードやスケートボード等の使用やバーベキューなどの火気の使用も禁止です。
- 9 ヨットハーバー内においては、他人に迷惑をかけることのないように十分注意し、
- 10 お互いに気持ちよく利用できるよう、良好な環境の保持に努めてください。

お 願 い

湘南港の管理者として、ヨットハーバー内の見回り、監視等通常の管理は行いますが、利用者の皆さんも艇の適切な保安全管理をしてください。

特に、台風警報等が発せられたとき、又は台風が間近に接近しているときは、ヨットの係留、陸置状態等を点検し、他船に影響を及ぼさないよう十分措置を講じてください。

施設利用の更新等の手続について

1 更新

- ① 係留施設又は陸置施設について、利用承認期間満了後も引き続き利用する場合は、承認期間満了日の前の 45 日から 15 日までの間に、所定の手続きを行ってください。
- ② 手続をしないで、利用承認期間満了日を過ぎた場合は、以後、施設の利用承認をしない場合がありますのでご注意ください。

2 艇の変更

- ① 艇の変更は、原則 1 回に限り認められます。ただし、クルーザーは艇の変更の認められる期間が限定されていますので、ご注意ください。
- ② 年間 2 4 回以上の出艇が 3 年以上の間継続している方は、①の例外措置として（艇の変更回数の制限がなく。）艇の変更が認められます。
- ③ 変更する艇の大きさは、承認施設の規格の範囲以内とします。
- ④ 艇の変更に当たっては、事前の届出及び承認等の手続が必要です。

3 利用名義等の変更

- ① 名義人及び共同利用者の変更等には、一定の制限があります。
- ② 名義人及び共同利用者の変更等に当たっては事前に申請手続等が必要です。

4 承認事項変更の届出

利用期間中に、住所、氏名、連絡先等承認事項に変更があったときは、速やかに届けてください。

5 利用廃止の届出

バースの利用を廃止する場合は、事前に廃止届等の届出が必要です。

更新等の手続きでご不明な点は、お問い合わせください。